

令和元年台風第19号等に係る
被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金
公募要領

制度の概要

- 令和元年台風第19号、第20号及び第21号（以下、「令和元年台風第19号等」という。）による災害からの復興のための措置であり、福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（令和元年台風第19号等）（以下、「グループ補助金」という。）の交付決定を受け、復旧・復興を目指す中小企業者の方を対象とした長期・無利子の融資制度です。

1. 貸付対象者

グループ補助金の交付決定を受けた中小企業者が対象となります。

なお、本事業における「中小企業者」は独立行政法人中小企業基盤整備機構法第2条第1項各号のいずれかに該当する方となります。

※以下のいずれかに該当する場合は貸付対象外となりますので、ご注意ください。

- (1) 破産、民事再生、特別清算等法的整理の手続き中の場合（申立中の場合を含む。）又は私的整理の手続き中の場合
- (2) 手形又は小切手について不渡りがある場合及び取引停止処分を受けている場合
- (3) 福島県信用保証協会に対し求償権債務が残っている場合
- (4) 融通手形操作等を行っている場合
- (5) 粉飾決算を行っている場合
- (6) 多額な高利借入を利用している場合
- (7) 業績が極端に悪化し大幅な債務超過の状態に陥っており、事業好転が望めず事業継続が危ぶまれる場合
- (8) 税金を滞納し、完納の見通しが立たない場合
- (9) 法人の商号、本社、業種、代表者を頻繁に変更している場合
- (10) 反社会的勢力である場合
- (11) 暴力的不法行為者等又は金融斡旋屋等の第三者が介在する場合
- (12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業を行っている者である場合（同法第2条第1項第1号に掲げる料理店、同項第5号に掲げるゲームセンターを除く。）

2. 貸付対象経費

グループ補助金の補助対象経費として認められた建物、構築物又は設備であって、原則として資産計上されるものが対象となります。この他、補助対象経費にかかる消費税及び地方消費税も貸付対象経費に含めることが可能です。

※以下の物件にかかる経費は対象外となります。

- ・ 県外に設置されるもの
- ・ 土地
- ・ 運転資金
- ・ 第三者へ長期間（1年以上）の賃貸を目的とするもの
- ・ 仮設事務所
- ・ その他、審査で否決された物件

3. 貸付金の条件等

	条件等	内容
1	自己負担額	貸付対象経費の1%又は10万円のいずれか低い額
2	限度額	グループ補助金の補助対象経費から補助金交付額を除いた額に、補助対象経費にかかる消費税及び地方消費税の額を加えた額のうち、自己負担額を除いた額
3	償還期間	20年以内（うち据置期間3年以内） ※貸付対象施設の耐用年数や借入申請者の償還能力等を勘案して決定します。 ※3年以下の貸付は原則として行いません。
4	償還方法	原則として、口座引落による月賦均等償還
5	貸付利率	無利子
6	連帯保証人	原則として、法人の場合は代表者、個人の場合は不要 ※「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨に照らし、不要と判断される場合を除く。
7	物的担保	原則として対象物件には抵当権又は譲渡担保を設定します。 ※償還能力等を考慮し、貸付対象以外の物件への担保設定も必要となる場合があります。 ※対象物件には損害保険を付保していただき質権を設定します。
8	貸付時期	貸付対象物件の整備を終え、経費の支払いが完了したことを当センターが確認した後となります。
9	その他	強制執行認諾約款付きの公正証書を作成する場合があります。 抵当権設定や公正証書作成に要する費用、損害保険に係る費用等、貸付に伴い必要となる諸費用をご負担いただきます。

4. 審査等

書類審査、現地確認、借入申請者等に対する面談等による調査を行い、その結果を踏まえ、当センターが設置する審査委員会において審査した後、福島県及び独立行政法人中小企業基盤整備機構に対して協議を行い、貸付決定の可否又は条件を決定いたします。

なお、審査の結果、ご要望に添えない場合もございますので、ご了承ください。

5. 申請手続き等

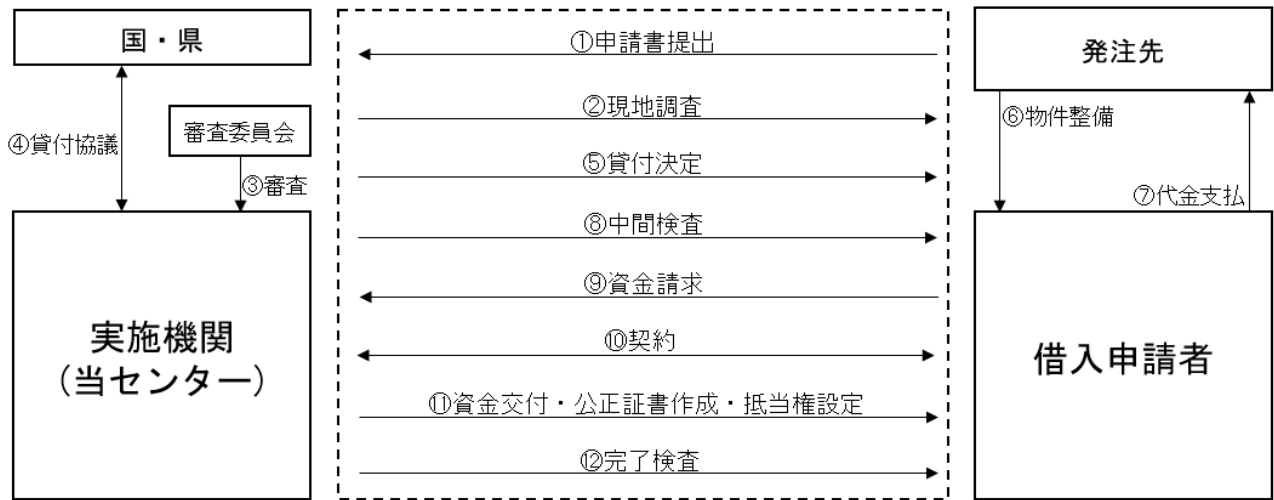
- (1) 申請期間 グループ補助金の交付決定を受けた日以降、随時受け付けいたします。
- (2) 申請方法 郵送又は持参
- (3) 提出部数 **3部** (正本1部、副本2部)
- (4) 提出書類 申請には以下の書類が必要です。

区分	必要書類	注意事項等
共通	借入申込書類チェックリスト	指定様式※
	借入申込書	指定様式※
	直近3期分の税務申告書(決算書、付属明細書、勘定科目内訳書、固定資産台帳を含む。)の写し	
	直近月の残高試算表	
	納税証明書(国税)	税務署で入手 法人の場合「その3の3」 個人の場合「その3の2」
	納税証明書(県税)	地方振興局県税部で入手
	納税証明書(市町村税)	市町村で入手
	申請者の固定資産証明書(土地・家屋名寄帳)	評価額が記載されたもの
	連帯保証人(代表者)の固定資産証明書(土地・家屋名寄帳)	評価額が記載されたもの
	登記事項証明(商業登記簿謄本、個人の場合は住民票)	3ヶ月以内に発行のもの
	金融機関からの借入がある場合は借入返済表	
	借入希望額の根拠となる資料	カタログ、設計図、見積書等の写し
	り災証明書の写し	
	グループ補助金の交付決定通知書	
	グループ補助金の申請資料一式	
	復興事業計画書(グループ認定)の写し	グループ認定にあたり、県に提出したもの
経営状況等に係る確認書	指定様式※	
新分野	認定経営革新等支援機関による確認書の写し	グループ補助金で提出したもの
	認定経営革新等支援機関の認定通知書の写し	
	従前の施設復旧にかかる見積書	
完了済	グループ補助金確定通知書の写し	
	グループ補助金実績報告書の写し	
	対象経費の契約書、請求書、領収書等の写し	

※指定様式は当センターホームページよりダウンロードいただき、必要事項を記入の上、ご提出下さい。

6. 手続きの流れ等

標準的な手続きの流れは以下の通りとなります。



7. 申請先・問い合わせ先

〒960-8053

福島市三河南町1番20号

コラッセふくしま6階

公益財団法人福島県産業振興センター

企業振興部 資金支援課

TEL : 024-525-4075 FAX : 024-525-4079

